

令和6年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

令和6年10月2日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

欠席議員 (1人)

5番	炭谷	猛
----	----	---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	諸 隈 啓 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画観光課長	佐々木 健太郎
税財政課長	太 川 一 輝
健康推進課長	畑 中 浩 輔
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会計課長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	田 崎 真 子
農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	森 文 博
建設課長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水道課長	山 口 公 一
教育次長	小 中 尾 寿 隆
総務防災係長	井 原 和

議事日程

- | | |
|--|-------------|
| 第 1 議案第 55 号 令和 6 年度川棚町一般会計補正予算（第 6 回） | |
| 第 2 議案第 56 号 令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回） | |
| 第 3 請願第 3 号 消費税インボイス制度の廃止を求める請願書 | 総務厚生委員長報告 |
| 第 4 認定第 1 号 令和 5 年度川棚町一般会計決算認定 | 決算審査特別委員長報告 |
| 第 5 認定第 2 号 令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定 | 〃 |
| 第 6 認定第 3 号 令和 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定 | 〃 |
| 第 7 認定第 4 号 令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定 | 〃 |
| 第 8 認定第 5 号 令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定 | 〃 |
| 第 9 認定第 6 号 令和 5 年度川棚町下水道事業会計決算認定 | 〃 |
| 第 10 認定第 7 号 令和 5 年度川棚町水道事業会計決算認定 | 〃 |
| 第 11 産業建設文教委員会視察調査報告 | 産業建設文教委員長報告 |
| 第 12 総務厚生委員会調査報告 | 総務厚生委員長報告 |
| 第 13 議員派遣の件 | |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 議案第55号

議 長 次に、日程第1、議案第55号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第55号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ861万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億6,142万9,000円にしようとするものであります。

今回の補正につきましては、衆議院議員総選挙にかかる費用、予約型乗合タクシーの実証運行の実施にかかる費用の増額が主なものであります。

補正予算の詳細につきましては、税財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 税財政課長。

税 財 政 課 長 それでは、予算書の事項別明細書の歳出から説明をいたしますので、予算書10ページ・11ページをお開きください。

2款総務費は1,311万円の増額であります。1項7目企画費は433万3,000円の増額であります。内訳としましては、予約型乗合タクシーの実証運行を実施するための経費としまして、1節から18節まで総額365万8,000円を増額し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の精算返納金の追加分として、22節を67万5,000円増額するものであります。

4項3目衆議院議員総選挙費は、10月27日に予定されている衆議院議員総選挙に係る経費として、1節から17節までの総額877万7,000

円を増額するものであります。次のページをお開きください。

5款労働費は105万円の増額です。1項1目勤労青少年ホーム管理費につきましては、集会室の空調機が故障しこちらが修繕が不可能であったため、急きょ取り換えのための費用として、14節を増額するものであります。次のページをお開きください。

7款商工費は255万2,000円の増額であります。1項3目観光費につきましては、大崎温泉源のポンプ取り換え工事において、追加の工事費を要することとなったため、27節を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費は105万円の減額であります。4項2目公民館費は事業費の執行状況により不要額が生じる見込みとなりましたので、14節を減額し先ほど説明いたしました5款労働費に組み替えるものであります。次のページをお開きください。

14款予備費は、1項1目予備費は歳入歳出の見合いにより704万5,000円を減額するものであります。続きまして歳入をご説明いたしますので、予算書の6・7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項5目総務費国庫補助金は、26万4,000円の増額であります。事業実績により物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付を受けるものであります。次のページをお開きください。

15款県支出金3項1目総務費委託金は、835万3,000円の増額であります。衆議院議員総選挙費の委託金として交付を受けるものであります。歳入については以上であります。予算書20ページ以降には給与費明細を付けておりますが、説明につきましては省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

10番田口 一点説明について聞きますが、公民館費を減額したっていうことと、勤労青少年ホーム費を増額したということについて、そういうのは振替って言うんですか。片方を減らして、片方を増やしたというだけのことではないかと思うので、振替っていう説明はどんなのかなと思うんですけど、そういうことを振替って言うのかどうか。そこをちょっと聞きたいと思います。

議 長 税財政課長。

税財政課長 私の説明の申し上げ方につきましてですけれども、予算の査定におきまして、青少年、失礼いたしました。労働費部分に係る施設の空調機の故障の費用に係る予算を計上した際に、ちょうど公民館費のほうですね、同額減額できそうということで、そこで予算のやりくりをさせていただいたという認識をしておいたものですから、今回の説明でそういうふうな言い回しといたしますか、説明のしかたをしましてしております。確かにおっしゃったとおり、振替ということではなく総額として、町の予算総額をやりくりしたという認識で申し上げておりましたので、そのようにご理解いただければというふうに思います。今後はちょっと説明のしかたにつきまして、留意したいと思います。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 1 1 番小田です。予算書ですね 1 1 ページの説明欄一般企画費の中をお尋ねいたします。数値的な質問ではありませんが、この内容は全協で説明を受けましたが、予約型乗合タクシーの件で、この事業がうまくいくことを願っての質問であります。3項目あります。

まず1項目目が、この事業をスムーズに実行するためには、十分な周知徹底が必要と思っております。広報かわたなの10月号及び回覧での町政報告会の開催についてで、報告内容3項目の1つとして掲げてありますが、町内8か所での開催とあります。周知徹底するには説明会場があまりにも少ないと思っておりますが、この点はどのような対応をさらに考えておられるのかですね。例えば西部地区でいいますと、新谷公民館と東白石公民館です。端と端との説明であります。説明会場に行くために、乗合タクシーを使わんばいかんかなというような状況でもあるようにも考えられます。

次、2点目です。住民から地区総代や民生委員への問い合わせもあるものと思っておりますが、総代や民生委員への説明は十分に行われるのかというのが2点目です。

3点目が、この乗合タクシーを利用とする人は要支援者や要介護者も多いと思っておりますが、その担当である役場職員はもとより職員全員がですね、利用をしようと思っている人へ説明を十分にできる体制をとっていかれるのかというのをお尋ねいたします。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい。小田議員のご質問に対して、お答えいたします。

まず、1点目のスムーズに周知を行うために、地区での8地区での説明会では少ないのではないだろうかというようなご質問であります。この点につきましては、私どもとしては、そういった町域をですね、4地区に分けて、それぞれ夕方の時間帯と夜の時間帯で、夕方の時間帯はどちらかというところ、ご高齢の方とか日中に時間を、ゆとりのある方が参加いただける、そして夜の時間帯は、逆にお仕事をされてて、夜しか対応できないという方を想定しております。そういったかたちで対応したいとは、基本的にはそういうかたちですね、全域を対応したいと考えておりますが、プラスアルファ、各地区の団体でありますとか、一定規模でのご要望がありましたら、行政からですね、職員が出向きまして、個別にご説明をするような機会を設けたいと考えておりますので、議員の皆さまもそういったかたちで町民の方への周知にご協力いただけますと非常にありがたいと思っております。

2つ目の総代でありますとか、民生委員の方々への周知であります。こちらにつきましては、関係部署ともちょっと協議しながら、そういったかたちの周知ができるかというのを協議してまいりたいと考えております。

そして4つ目の、すみません。3つ目のですね、町職員の周知につきましても、今後早ければですね、11月から実証を開始したいと考えておりますが、それに向けて職員への周知についても、例えば課長会議の折ですね、各課長に周知をしながら、全職員が適切に対応できるといったですね、対応を考えていきたいと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。増山議員。

2 番 増 山 2番増山真理です。先ほどの質問と似たようなところがあるんですけども、地域公共交通乗合タクシーについてなんですけれども、9月4日総務厚生委員会において説明があり、議員より様々な意見が出されましたが、9月30日全議員に対する説明においては、9月4日の意見が反映されていなかったように思いますが、なぜでしょうか。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい。9月4日のですね、具体的にどういった内容かというのをちょっと教えていただければ、非常に答弁としてありがたいと思っております。

ます。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 はい。料金の不具合が起きるのではないかという危惧の意見がありました。また、川棚駅が起点になっていることについて、もう少しずらしたほうがいいのではないかという意見も出たと思います。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい。増山議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の料金についてであります。確かにおっしゃるようになりますね、今回は乗合タクシーということで、乗り合って多く乗り合っていただければ、今回の制度としましては、タクシーの最初に乗った方から特定目的地ということで、最後に降りた方の実走としてのタクシー運賃と、1人当たりの料金が事前に定まっておりますが、それとの運賃で運用するかたちとしておりまして、実施事業者としてはタクシー事業者、町内の2社のタクシー事業者に運行いただきたいと考えております。

ただ、運行に際し、収入だけでは賄えない、運行賄えない部分も想定されますので、そちらにつきましては、差額部分を赤字が出れば、行政が補填するというかたちのスキームを考えています。そういう中で、料金が事前に中心部から何百メートル区間にお住まいの方についてはいくらというかたちで、事前に料金設定を考えておりますが、そういうかたちで多く乗り合っていただければ、逆に一般タクシーをご利用いただいたほうが、有利というような場面も想定されます。ただ今回はですね、あくまで乗り合っていただければより人的タクシーの人的資源でありますとか、行政の負担というのが減るとというのが想定されるのですが、あくまで個人としてご利用いただいたときにも低廉な価格で、そして、回数なく、現在は生きいきタクシーということで運用しておりますが、そちらについては遠方の方と近場の方で料金にやっぱりこの自己負担の部分で差があるというところと、回数制限があるというところに非常に課題を感じておりまして、そこを解決したいというところで今回の制度を考えております。そういう中で個人としてご利用いただいた折にも回数制限なく、そして、一般タクシーよりも半額程度ということで、低廉な価格でご利用いただけるというのが今回の制度でございます。

今回の制度と、あとは一般タクシーをどうご利用いただくのかというところ

ろについては、もう町民の方の選択になろうかと思っておりますので、そういったところも町民の方に周知を図ってまいりたいと考えております。

そして中心部をですね、どこで捉えるかというところにつきましては、今回は実証ということで、運用を開始したいと考えておりますので、実証を踏まえ、実証する中でですね、いろいろなご意見あろうかと思えます。そういったところで、どういった改正改善が図れるかというところは今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

3 番 山 口 今の件ですね。ちょっとお尋ねしたいんですけど、11月実証というのは、ちょっと厳しいんじゃないかと。おそらく各地区の公民館等の説明会というのがもう10月の中旬なんですよね。それからこの実証実験であっても乗合タクシーというのは、あくまでも登録制度であるということ考えれば果たして中旬に、中旬ぐらいになってると思いますよ。説明会の予定がね。じゃあそこで説明会やって、登録受けてじゃあ11月から実証実施やりましょうってのは、これ可能なんですか。实际的に。どれくらいその登録されるかね、そういったことを踏まえれば、なんか11月11月というのを念頭に置いて動いて逆にミスやるよりも、ちょっとぐらいね慎重にやって、ある程度そういう期間設けながらね、延ばす勇気も必要じゃないかと思うんですけど、そこどうなんですか。

議 長 町長。

町 長 はい。今山口議員のおっしゃるとおり、11月からの実証実験ということで動いております。おっしゃるとおり、10月中旬の説明が行われる予定ですけども、やはり時間的には逼迫したものがあろうかと思っております。しかしながらも11月から実証運行していったって、少ない人数でも運行をしていったってですね、これがだんだんだんだん11月12月と利用者が増えていけば、その段階でどんどんどんどん利用者も増えていくと思いますので、まず11月から今月から周知を行いまして11月から実証運行を行います。その中でやはり出だし少ない人数で、やはり不具合が出たときにはすぐ対応できるというところもありますので、まずは実証実験をさせていただきまして、その都度不具合が生じたところは改定、改定というか利用者重視でやっていこうと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

であります。以上です。

議 長 辻議員。

6 番 辻 6番辻です。9ページのですね、選挙費委託金ですけど、この内訳を教えてくださいなんですが。

議 長 町長。

町 長 はい。予算書の11ページに1番から18番まで細かく支出の分は先ほど説明をさせていただいております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

1 3 番 小 谷 15ページの観光費ですね。商工の観光費ですけど。温泉源のポンプの取替ということで説明がありました。今回このように補正出てきているということは、定期的な点検ではなく突発的なものかと思っておりますけども、そのポンプのメンテナンス自体はその計画的にやっていくものなのか、それとも今回のこの取り替えというのは突発的じゃなくて、もともと予定されていたものですか。そこら辺お願いいたします。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい。今、先ほど15ページ観光費のですね、ポンプの取り替えについてご質問ございました。こちらにつきましては、当初予算ですでに計上しております、こちらにつきましては、すでにもう契約を進めております。その実施の中で、大崎温泉の源泉を揚げるポンプのオーバーホールの工事になりますが、こちらにつきましても数年に1回の頻度で定期的にオーバーホールの対応を行っております。そういう中で、実際部品を取り上げ、ポンプを取り上げて、中身を見たところ腐食でありますとかもう修繕だけでは対応できないというところで、ポンプの入れ替えが必要だというところで、追加の発注が必要になったという状況でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第55号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:21)

日程第2 議案第56号

議 長 次に、日程第2、議案第56号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第56号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ255万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,492万5,000円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為の補正を行うものであります。

補正の主なものといたしましては、歳入においては、歳出事業の増額に伴う一般会計繰入金が増額であります。歳出においては、大崎温泉源揚湯ポンプ取替工事に関して、追加工事に対応するための大崎温泉改良費の増額が主

なものであります。

補正予算の、詳細につきましては、企画観光課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 **長** 企画観光課長。

企画観光課長 それでは、補正予算の内容詳細につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、9・10ページをお願いいたします。

1 款観光施設事業費であります。1 項 2 目改良費につきましては、大崎温泉源揚湯ポンプの取替工事として、オーバーホール作業を行っているところでございますが、著しい腐食や破損が確認され、機器の取替を要することが判明しましたため、追加発注に要する費用として増額するものであります。

歳出は以上であります。続きまして、歳入を説明いたします。7・8ページをお願いいたします。

1 款繰入金であります。1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、歳出予算の増額補正に対応するため、一般会計からの繰入金を増額するものであります。続きまして、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為であります。川棚町大崎自然公園の交流広場、大崎海水浴場の指定管理業務委託に関しまして、令和7年度から9年度までの3か年を期間とする契約を締結するため債務負担行為として計上するものであります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから、質疑を行います。山口議員。

3 番 山 口 3ページの件で聞きたいんですけども、2, 994万。これは交流広場と海水浴場の指定管理料998万3か年分だということは伺っておりますが。これは一括して3か年分にもう契約で払うのかどうか。単年度でずっと払っていくのか。その点が一つと。

それからこれも前の本会議で聞きましたが、いわゆる指定管理者が途中で辞めた場合には、その指定管理に関してのいわゆる違約金は発生しないと。ただこの管理委託料については途中で辞めた、年度途中で辞めた場合のその分の返還は発生するのかどうか。端的に言えば1年間に998万もらいまして、3か月ぐらいで辞めました。もうできませんと。そうした場合にはそれでも998万円というのをそのまま払いっぱなしなのかどうかですね。

その点を確認しときたい。以上です。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい。山口議員のご質問にお答えいたします。今回3か年ということで、2,994万円。こちら先ほど議員がおっしゃったように、単年当たりは998万円の3か年分ということでございます。お支払いにつきましては、単年ごとにこの998万円をお支払いします。ただ協定としましては、契約としましては、まず3か年を先に契約をこの2,994万円で契約させていただいて、3か年分として契約させていただきますが、支払いとしましては、単年ごとに支払いをするもの内容でございます。

2つ目のですね、途中で、事業が撤退等に伴って、この支払い委託料、指定管理料がどうなるのかというご質問でございますが、そちらについてはちょっと今後協定の内容ですね。ちょっと精査したいとは考えておりますが、精査の中で、そこは例えば月割がありますとか、精査をしたいと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「令和6年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:28)

日程第3 請願第3号

議 _____ **長** 次に、日程第3、請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 それでは、委員会審査報告書を読み上げて終わりたいと思います。

令和6年9月26日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号 請願第3号。
2. 付託年月日 令和6年9月12日。
3. 件名 消費税インボイス制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願。
4. 審査の結果 不採択すべきものと決定。

次開けていただきます。

総務厚生委員会審査報告。

請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過と内容。

(1) 審査期日 令和6年9月19、26日。

(2) 審査場所 第1委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 請願者 東彼民主商工会 朽原明浩 氏、紹介議員 炭谷猛 議員。

請願者及び紹介議員に対する主な質疑と答弁。

質疑、請願の目的は免税業者の負担軽減を図ることか。

答弁、中小個人事業者の方々、家族経営での農業者・漁業者はインボイス制度に係る事務が煩雑で負担大きいとの声がある。

質疑、インボイス制度が廃止となった場合の影響、混乱は考えているのか。

答弁、大きな混乱はないと思っている。制度の理解不足、事務の煩雑さで混乱しているので、元に戻すことで現在の混乱が解決すると思っている。

質疑、民主商工会の協力団体である「インボイス制度を考えるフリーランスの会」がおこなったWebでの実態調査は、対象者の抽出条件等あったのか。対象者や無作為抽出をおこなうなど公平性は確保されていたのか。

答弁、Web上での不特定多数の回答で公平性はあると考えている。

質疑、東彼民主商工会会員200名強のうちインボイスに約30%登録されているが、簡易課税を選んでいるのか。

答弁、3割の60名、新たに33名の方が登録され、全体で46%の登録となった。簡易課税が多い。

質疑、今までも売上げとして消費税を加算して請求、支払をしている。頂いた消費税を納めるのか、納めないのか、どちらが公平と思うか。

答弁、業種により違うが、約4割の業者が、消費税をもらっても価格転嫁できない。

2. 討議の主な内容。

・インボイス制度以降、事務の煩雑さと消費税支払いのため収入減になったと言われているが、預かった消費税は納めるのが義務である。消費税は目的税で社会福祉に使用されており、高齢化でますます社会福祉費が必要となっている。

・規模の大小にかかわらず消費税をいただいたのであれば、税の公平性からも納めるのが当然である。

・もともと消費税は売上収益ではない。免税業者でも消費税は受取っているから、納めるべきである。

・商取引は力関係があり、経営努力だけではどうしようもないため、インボイス制度を廃止してほしい。

・請願書の趣旨、実態調査の数値には疑問がある。税の公平性は守られるべきである。

3. 審査の結果。

反対討論。

社会福祉費の財源が消費税であり、税の公平性が必要である。このインボイス制度で消費税の不公平の解消もある。よってインボイス制度の廃止を求める意見書の提出には反対する。

賛成討論。

・取引関係で登録した企業は、しかたなく消費税を払わなければならなくなっている。現在の消費税は社会福祉費に使われておらず問題であり、賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。

4. 委員会の意見。

消費税インボイス制度に関しては、導入後、事務処理の煩雑さや税負担の増加で不安を抱える事業者があるとのことだが、税の公平性という観点から見ると、この制度は必要なものであると考える。以上です。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定であります。まず初めに、この請願に対する賛成者の発言を許します。辻議員。

6 番 辻 6番辻です。賛成討論を行います。預かった消費税は納めるのが当然であるという人がいますけども、本当に間接でならばそうでしょうけども、消費税では法律でも取引の実態でも預かり義務が発生していません。

消費税は事業者が決める対価の一部であり、所得税や個人事業税などと同様に事業者が納める直接税です。消費税法第63条でレシートなどにこう表示されていますが、義務付けされていますが、一見私たちは消費税を価格の上乗せして支払っていると感じています。ところがそれは全くの勘違いです。私たちが消費税分として支払っていると思っているものは、レシートの消費税分は対価の一部です。

1990年3月26日に東京地裁、当年11月26日に大阪地裁で判決が確定しており、東京地裁の判決は、消費税分は対価の一部としての性格しか有していないため、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に要する義務を消費者との関係で負うものではないと認定しています。事業者は1年間の売上高に掛かる税金から仕入れや経費にかかわる税金を引いて税務署に納めています。消費者や親会社が支払ったとされる消費税分とは関係のない金額を納めています。取引金額は需要と供給に近い関係で決まるために、立場の弱い側が負担を強いられることとなります。売上にかかる税金のため、個人事業者は赤字でも負担強いられるのが消費税です。

インボイス制度に登録すれば赤字でも消費税を支払うければならない。複雑な仕組みと、売上高1,000万円以下の場合、利幅が少なく苦しい経営を行ってる。さらに税を取る。このインボイス制度には反対します。

それからこのインボイス制度は2023年10月から開始されています。インボイス制度登録したことで、課税業者になった人たちは、やっぱり今年初めての消費税申告を行いました。これは大変複雑な仕組みと。

議 長 辻議員、簡明をお願いします。

6 番 辻 はい。1か月分の収入を支払わなければなりません。先月、佐世保市のシルバー人材センターで、売上金額の消費税課税問題で混乱が生じ

たということが新聞に載っていました。物価高騰の影響により経費負担が増しているなか、中小業者にさらなる負担を押し付けるインボイス制度はすみやかに廃止すべきであると思っています。以上をもって私の賛成の討論いたします。以上です。

議 長 次に、請願に対する反対者の発言を許します。小牟田議員。

8 番 小牟田 消費税は間違いなく間接税です。消費税には国に納める国税と都道府県や市区町村の納める地方消費税がありますが、国税は年金、医療費、介護、少子高齢化対策に使われ、地方消費税はこれに加えて、都道府県や市区町村が行う社会保障の政策全般に使われる目的税です。すなわち社会保障の充実と安定のために財源を調達し使われています。個人事業者の方には、インボイス制度により煩雑な事務処理とご苦勞が多いと思いますが、経過措置や簡易課税などを利用していただきたいと思います。今後少子高齢化がますます進んでいく中、社会全体で支えていくことが非常に肝要であると考えます。以上です。

議 長 ほかに、討論はありませんか。増山議員。

2 番 増山 2番増山真理です。反対討論を行います。請願書に記載されている数値には、具体的な根拠が示されなかったほか、消費税を価格に転嫁できない事業者についての説明が不明確でありました。さらにインボイス制度を廃止した場合の社会福祉への影響も想定されておらず税の公平性は確保されるべきであるので、この請願に反対します。

議 長 ほかに、討論はありませんか。討論、小牟田議員。

8 番 小牟田 先ほどのですね、反対討論、中途半端で終わってしまいました。反対を言ってませんでした。引き続きちょっと付け加えさせていただきたいと思います。今、増山議員がおっしゃったようにですね、消費税は社会保障の財源を確保するための手段であります。今後も少子高齢化が進む中、インボイス制度は税の公平、中立を保ち、社会全体で支える制度として必要と考えるため、反対をいたします。

議 長 はい。ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立少数です。したがって請願第3号「消費税インボイス制度の廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」は不採択とすることに決定をいたしました。

(10 : 42)

日程第4～10 認定第1号～認定第7号

議 長 次に、日程第4、認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」から日程第10、認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会付託審査報告を行います。

本委員会に付託されました令和5年度の各会計決算等につきましては、分科会方式を採用し審査を終了しております。

その結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書にて議長宛に報告書を提出しており、お手元に配付されているものであります。その報告書を読み上げ、報告といたします。報告書をご覧ください。

令和6年9月30日、川棚町議会議長 村井達己 様、決算審査特別委員会委員長 田口一信。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川

棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。読み上げます。

認定第1号、令和5年度川棚町一般会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第2号、令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第3号、令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第4号、令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第5号、令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第6号、令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第7号、令和5年度川棚町水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。

めくっていただいて報告を読み上げます。

決算審査特別委員会審査報告。

認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」、認定第2号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定第3号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定」及び認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2分科会方式で審査をおこない、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。

(分科会) 令和6年9月17日、18日、19日、25日。

(特別委員会) 令和6年9月26日、30日。

(3) 審査場所 第1・第2委員会室及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、各担当課長、次長、室長、各担当係長。

2. 審査内容(重要事項についての質疑と答弁)。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料として省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、滞納が多い税の種類は何か。

答弁、町民税及び法人町民税である。

質疑、シルバー人材センターは、登録者数は減っているのに契約金額は増えているようだが、何故か。

答弁、賃金の上昇による。

質疑、災害時備蓄品を賞味期限前に自治会に配付するとはどういうことか。

答弁、希望を取って防災訓練等をおこなう自治会に配付する。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)

次のページであります。

質疑、B分類が増えているが、農地の集積は進んでいるのか。

答弁、A、Bに分類されない農地の集積が進んでいる。

質疑、不登校生徒数37名に対しスクールソーシャルワーカーの対応件数が27件となっているのは何故か。

答弁、スクールソーシャルワーカーの年間全対応件数は124件であり、このうち不登校対応に分類したのが27件である。他は発達障害や家庭環境に分類されている。

質疑、スポーツ団体サポーター体験とアニマルトレーナー体験の参加児童生徒数は、それぞれ何名か。

答弁、それぞれ2名である。

(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、各会計ごと、討論、採決をおこなった。

3. 審査の結果。

(1) 認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）。

生活を壊してまでダム建設を進めるべきでないので、反対する。

賛成討論（要旨）。

中学3年生の給食費無償化を始め、教育、社会福祉、インフラ整備など、適正な予算執行がなされ、2億円以上の黒字決算となっているので、賛成する。

反対討論（要旨）。

石木ダムに係る決算は人件費のみであり、ダムについての成果がないので、反対する。

賛成討論（要旨）。

財政が厳しい中、各分野ともバランスのとれた決算となっているので、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）。

高すぎる保険料が低賃金世帯をより貧困にしているので、反対する。

賛成討論（要旨）。

医療費抑制につながる集団健診等の各種事業が積極的におこなわれ、町民の健康と生活を支える事業がおこなわれた決算であるので、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）。次のページになります。

75才以上を切り離して負担増を強いる制度であるので、反対する。

賛成討論（要旨）。

高齢者が安心して医療を受け、健康を維持するための制度であり、決算状況も適切であるので、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）。

要支援、要介護になっても保険料を払い続け、なおかつ自己負担をする制度は保険の意味をなさないので、反対する。

賛成討論（要旨）。

住み慣れた地域で自分に合った介護サービスが受けられ、家族の負担も軽減できており、介護予防事業等にも積極的に取り組まれているので、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、討論はなく、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

めくっていただいて、最後のページです。

4. 委員会としての意見。

①ふるさと応援寄附金については、順調に伸びてきており、地元業者との連携を密にし、さらなる展開を期待する。

②マイナンバーカードは全国平均を上回っての普及となっており、行政サービスでのさらなる活用を検討されたい。

③農地については、集積活動等に努め荒廃農地が増加しないよう努められたい。

④基幹農道川棚西部地区、町道上組西部線、百津地区緑地工事については、着工後年数が経過している。早期完工に努められたい。

⑤石木ダムについては「話し合いによる早期解決」に努力されたい。

⑥各種公共事業については、地元関係企業を最大限活用されたい。

⑦地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。

⑧災害時備蓄品の更新については、使用期限をふまえ、子ども食堂やボランティア団体等での活用を図られたい。

⑨地域住民の体力向上や活動を通じての相互交流を目的として、各種スポーツ事業・レクリエーション活動が開催されているが、参加者が少なく活気が感じられない。多くの町民が参加できるような各種スポーツ事業等のイベントを開催し、活力あるまちづくりに努められたい。

⑩介護予防事業については、利用者の評価も高く成果が出てきている。今後も継続した事業の推進に期待する。以上でございます。

議 長 これから、委員長の報告に対する質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:56)

(…休憩…)

(11:10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(11:10)

議 長 これから、1件ごとに討論、採決を行います。

まず最初に、認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」について討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。辻議員。

6 番 辻 反対討論を行います。自然を壊し、住んでいるところや、生活

を破壊してまで、ダム建設を進めるべきではない、全国でもこんな例はない。ダム事業からの撤退すべきものとして反対します。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

3 番 山 口 認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」についての賛成討論を行います。一般会計については町民の生活に密接した政策に関連した決算であると。ある特定の分野をことさらに取り上げてですね、賛否を論じるものなく、いわゆる大局的な観点から、いわゆる総合的に判断すべきものであると考えております。令和5年度一般会計決算は中学3年生の給食費の無償化をはじめ、子育て支援、社会福祉、インフラ整備等適正な予算執行が行われ、なおかつ2億円を越す黒字決算となっており、適切な予算執行がなされたと判断し賛成をいたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。起立多数です。したがって、認定第1号「令和5年度川棚町一般会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(11 : 12)

議 長 次に、認定第2号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告

に対し、反対者の発言を許します。辻議員。

6 番 辻 6番辻です。反対討論行います。高すぎる保険料が低年金者世帯をより貧困にしているので反対します。国に対して国庫負担金を以前の50パーセントに戻して、地方自治を支えることを要請するように求めます。保険料を計算すると夫婦と高校生1年生と中学生1年生の2人の子どもがいて所得が300万、固定資産税が5万円の家族の場合、59万5,500円になります。約60万円。所得の1/5が保険料になっている。県下で高い順からいくと3番目に当たります。これで安いという人はいないかと思えます。以上により反対いたします。

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。坂中議員。

4 番 坂 中 はい。4番坂中です。令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算についての賛成討論を行います。本町の決算認定を審議しているものであり、制度の可否を審議するものではなく住民の健康維持のため、各種事業に積極的に取り組まれ適正に執行されており、賛成します。

議 **長** ほかに討論はありませんか。増山議員。

2 番 増 山 2番増山真理です。川棚町の1人当たりの国民健康保険医療費は県内ワースト1位であるものの、国民健康保険料は抑えられており、安心して医療給付を受けられるよう整えられているので、賛成します。

議 **長** ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。起立多数です。したがって、認定第2号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(1 1 : 1 5)

議 長 次に、認定第3号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。辻議員。

6 番 辻 6番辻です。後期高齢者医療制度ですけど、この制度は75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療費保険にして、負担増を強いる医療制度であり、高齢者に大きな負担をもたらしているため、反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

1 番 堀 田 1番堀田です。認定第3号川棚町後期高齢者医療特別会計について、賛成の討論をいたします。後期保険制度は75歳以上の高齢者の医療負担を軽減するために導入された制度であります。2022年10月より法改正がなされ、年収200万円以上の負担割合が2割になりましたが、急激な医療費負担を避けるため、2022年から2025年までの3年間は、窓口負担の配慮措置として、1か月の外来料の自己負担額1割プラス3,000円となっております。そういった意味で今回の決算は適切に処理されており、賛成をいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。起立多数です。したがって、認定第3号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(11 : 18)

議 長 次に、認定第4号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。辻議員。

6 番 辻 6番辻です。高い介護保険料を強いられ要介護や要支援になっても保険料を支払わなければならない自己負担も大きい、保険の意味をなさないのであるかということで反対します。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。坂中議員。

4 番 坂中 はい。4番坂中です。令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について賛成討論を行います。高齢化社会において、介護保険事業には必要不可欠であり、各種事業に積極的に取り組まれ、予算に基づいて適正に執行されており、賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。起立少数です。したがって、認定第4号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(11:20)

議 _____ **長** 次に、認定第5号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第5号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(11:22)

議 長 次に、認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第6号「令和5年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(11 : 23)

議 長 次に、認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第7号「令和5年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(11:24)

日程第11 産業建設文教委員会視察調査報告

議 長 次に、日程第11、「産業建設文教委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 おはようございます。産業建設文教委員会では、閉会中の継続調査について視察研修を行いました。会議規則77条の規定により報告を行いますが、その報告については、あらかじめ議長宛て報告書を提出いたしておりますので、その報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

令和6年9月24日、川棚町議会議長 村井達己 様、産業建設文教委員会委員長 山口隆。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、

調査結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 調査期日 令和6年7月23日、24日。
2. 調査場所 熊本県阿蘇市、産山村。
3. 出席者 委員（堀田、田口欠席）、議長、事務局書記。
4. 調査の目的 閉会中の継続調査「観光施設の指定管理の公募等」について。
5. 調査の概要 別紙のとおり。

ページ開けてください。

調査の概要。

1. 熊本県阿蘇市。
 - (1) 期日 令和6年7月23日。
 - (2) 出席者 川棚町 委員（堀田、田口欠席）、議長、事務局書記。
阿蘇市 観光課長、観光課主任、企画財政課係長、企画財政課主事、議会事務局長。 - (3) 阿蘇市は、平成17年一の宮町、阿蘇町、波野村の3町村が合併。合併時は人口3万400人が現在2万4,300人（約6,000人減少）。
 - (4) 観光施設の指定管理者の公募について。
 - ・平成15年指定管理制度が導入されたのに伴い138施設（観光施設24施設）を委託管理を受けていた業者に指定管理者を決定した。
 - ・平成18年度から一般公募開始（観光施設24施設中22施設）。
 - ・公募条件等は、各課で作成し、窓口は企画財政課で一括募集している。
 - ・本年度は、24施設を公募し、8月末に締切。その後、書類審査をおこない11月に選定委員会（職員）でプロポーザル方式によるプレゼンテーションを実施（採点）し選定し、12月定例会で承認。
 - ・業者が変更になった場合は、市所有物と管理者所有物を区分けし引継ぎ業務をおこなう。
 - ・令和2年から令和4年まで「やすらぎ交流館（学校施設を活用した合宿所）」で応募者がなく、従来の管理者にお願いしたが条件が合わず、市の直営でおこなったが現在は新しい管理者が運営している。
 - ・指定管理者の大部分は市内であるが、他県もある。

- ・納付金制度を設け、水道光熱費等の施設の運営管理費を除く利益の30%を納付するようになっている。

- ・施設の修繕費の20万円以上は市の負担。これまで最大は2,000万円（温泉施設のソーラーシステムの改修）である。

- ・「古代の里キャンプ場」を見学したが、清流を活用した施設で整備も行き届き、利用者は市外の方が多く、福岡、北海道等家族連れのリピーターが多いとのことであった。

- ・観光施設の指定管理については、業者に任せっきりでなく、行政と業者が連携を密にし、来場者の増加に情報発信等を含め努力していると感じられた。

次のページをお願いします。

2. 熊本県産山村。

(1) 期日 令和6年7月24日。

(2) 出席者 川棚町 委員（堀田、田口欠席）、議長、事務局書記。

産山村 副議長、経済建設常任委員長、政策統括審議監、総務課長、企画振興課長、企画振興課課長補佐、教育委員会事務局長、議会事務局長。

(3) 産山村は、熊本県の最北東に位置し、標高500mから1,000mの高原地帯である。人口1,377人（男719人、女658人）で高齢化率43.7%で主な産業は農林業、畜産業である。観光客は、コロナ前は50万人を超えていたが、現在は20数万人とのことである。

(4) 観光施設の指定管理者の公募について。

- ・平成3年度まで村直営、平成4年度からは第3セクター「有限会社うぶやま」、「株式会社うぶやま」に管理委託してきた。

- ・平成17年度から指定管理制度に基づき第3セクター「株式会社うぶやま」への管理委託を中心に民間事業への公募をおこなっている。

- ・指定管理者が変更になった場合は、村の所有物は継続して無償貸与、指定管理者の所有物は村が購入し無償貸与している。従業員については、ヒアリングを行い雇用の継続をお願いしている。電話番号等についても、業者で協議し引き継いでいる。

- ・公募に応募がなかった場合は、再公募し、かつ応募がなかった場合は

「行政財産使用許可」で委託している。（令和４年度、令和５年度に事例があり、現在営業している）。

・納付金制度はなく、利益があれば５年後の指定管理料の見直しの材料としている。

・行政と指定管理者で毎月の定例協議会、業務報告をおこない、議会にも報告する等行政と指定管理者が密接に連携し観光発展に努めている。

・観光客の呼び込みについては、観光協会を始め、地域おこし協力隊を活用し、SNS、HPでおこなっている。

３．調査結果のまとめ。

①両視察先とも、「指定管理者に任せる」のではなく、担当者が連携を密にし、地元の観光資源の魅力を活かすために積極的に取り組んでいる。職員の熱意が感じられた。本町でも見習う必要がある。

②指定管理の公募については、現在までの実績を活かしスムーズに選定できるようノウハウが蓄積されている。

③本町では、令和７年度から宿泊施設、温泉施設の売却譲渡、キャンプ場、海水浴場、多目的広場は新しい業者による管理運営、営業が開始されるが「指定管理者、新事業者任せっきり」でなく公募条件、プレゼンテーションに沿って適正に運営されているかチェック体制を整えられたい。

④令和７年度から大崎観光が新たな形でスタートすることになる。町民のため、町発展のため、大崎観光の魅力を発信し、来町者増に繋がるよう熱意をもって取り組まれることを期待する。以上でございます。

議 **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。田口議員。

10番田口 報告書の１ページの上のほうですけど、先ほど阿蘇市の人口を３万４，０００人って言われましたが、この報告書では３万４００人となっておりますので、どうでしょうか。

議 **長** 委員長。

産業建設文教委員長 すみません。読み上げ間違いでございますので訂正をお願いいたします。阿蘇市の人口は３万４００人でございます。ありがとうございました。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 1 : 3 5)

日程第 1 2 総務厚生委員会調査報告

議 長 次に、日程第 1 2、「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会の閉会中審査についての報告となります。それではお手元の委員会調査報告書を読み上げて、報告に代えます。

令和 6 年 9 月 1 9 日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

ページをお開けください。

総務厚生委員会調査報告書。

1. 件名 入札制度について。

2. 経過と概要。

(1) 第 1 回委員会。

日時 令和 6 年 5 月 2 0 日。

場所 第 1 委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 税財政課長、財政管財係長。

・入札制度について行政側から説明を受け、質疑をおこなった。

【説明の主な内容】

① 一般競争入札・指名競争入札について。

② 随意契約・予定価格・最低制限価格について。

【質疑の主な内容】

① 指名願いについて。

- ② 業者ランクについて。
- ③ 最低入札価格調査制度について。
- ④ 予定価格、最低制限価格について。
- ⑤ 材料価格高騰について。
- ⑥ 総合評価方式について。

(2) 第2回委員会。

日時 令和6年6月21日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・今後の方向性について協議をおこなった。

2ページです。

(3) 第3回委員会。

日時 令和6年8月1日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 川棚町建設業協同組合（理事長・理事・監事）。

・建設業の現状及び課題について意見交換をおこなった。

【意見交換の主な内容】

- ① 価格決定方法について。
- ② 最低制限設計価格について。
- ③ ランダム係数について。
- ④ 資材、材料高騰について。
- ⑤ 確保・育成について。
- ⑥ J V（共同企業体）方式の活用について。

(4) 第4回委員会。

日時 令和6年8月20日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・入札制度について報告書の協議をおこなった。

(5) 第5回委員会。

日時 令和6年9月19日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・閉会中の調査事項について、報告書の取りまとめの検討をおこなった。

3. 委員会の意見。

令和6年5月20日より5回の委員会を開催し、担当課からの説明を受け、川棚町建設業協同組合との意見交換をおこなった。

建設業界では資材高騰に加え、働き方改革や賃金上昇と、人材確保に苦慮しながらの経営継続となっている。

本町においての、建設業界の維持・育成のために、委員会意見を下記に記載し、最終報告とする。

①最低制限設計価格は、現在、設計金額の90%となっている。県は92%となっているので本町も設計金額の92%とするよう早急に検討することを求める。

②ランダム係数は現在0.999～1.000となっているが、県は1.000～1.010となっている。本町としてもランダム係数を再度検討し、1.000～1.010とするよう協議されたい。

③大型案件については、地元企業が参加しやすいようにJV方式や地元貢献等の評価を含めた入札制度の検討を図られたい。以上報告といたします。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。よろしいですか。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:41)

日程第13 議員派遣の件

議 _____ **長** 次に、日程第13「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配付をいたしました別紙のとおり議員派遣をしたいと思いますが、異

議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配付いたしました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

議 _____ **長** なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容等に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 1 : 4 2)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定をいたしました。

(1 1 : 4 2)

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和6年9月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。長期間大変お疲れ様でした。

(1 1 : 4 3)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 毛 利 喜 信

会 議 録 署 名 議 員 小 牟 田 一 紀